

( 1 ) 合併の方式

2市1町の合併の方式については、基本的には新設合併を希望する。  
しかしながら、各市町とも歴史的な背景もあることから、町民の理解が得られるならば「対等の精神」の理念に基づいた編入合併も一考に値する。

( 2 ) 市の名称

新しい市の名称は公募、その他の方法により選定する。その中で現在の2市1町のいずれかの名称が良いということになれば、現在の名称を使用すれば良いものと思料する。新市の名称について議論することは合併後の住民意識の高揚に大きく寄与するものであり、地域の一体化には重要であると考えます。

( 3 ) 市役所の位置

住民の利便性を考慮すると2市1町の中央部に位置することが望ましいが、法定合併協議会の中で決定されるべきもので、伊奈町としては特定の位置を主張するものではない。

( 4 ) 合併の期日

合併特例法の期限内を目標とし、具体的な期日は法定合併協議会で別途検討すべきものと考えます。

( 5 ) 財産の取扱い

正負両財産とも新市に引き継ぐ。

( 6 ) 地域審議会の取扱い

地域審議会の制度を採用するか、又は新たに創設された、法人格を有する特別地方公共団体である「合併特例区」(「伊奈区」)の設置を希望する。

( 7 ) 議会の議員の定数及び任期の取扱い

在任特例を選択し、現在の議員を在職させる。

( 8 ) 地方税の取扱い

制度が同じものについては現行のとおりとし、相違のあるものについては原則として2市1町のいずれか低い制度を適用したい。

ただし、

伊奈町の都市計画税は、合併特例法の規定(第10条第1項)に基づき協議により5年間の課税免除を希望する。

事業所税については、合併が行われた日から起算して5年間は課税しないことを希望する。

( 9 ) 合併特例債の取扱い

事業の割振りは、全体的なものと同旧団体に振り分けられるものの2本だてで考えたいと思うが、編入合併の場合は、特段の配慮を賜りたい。

( 10 ) 旧市役所・旧町役場の取扱い

区役所や行政センターとしての設置を希望する。

( 11 ) 市民生活に直結する重要事項について

法定合併協議会の下部組織である専門部会や分科会で調整し、部門ごとに小委員会で詳細に審議する事とし、可能な限り負担は低くサービスは高くを基本に調整したい。